

アビターレ ナーシングホーム

入所重要事項説明書

記 載 項 目		ページ
1	運営法人	2
2	施設の概要	2
3	施設の運営方針	3
4	入所対象者	3
5	施設の職員体制	3
6	サービス計画の作成・変更	4
7	サービス内容	4
8	利用料金（利用者負担額）と支払方法	5
9	入所中の医療の提供	5
10	利用者の施設利用上の注意義務等	7
11	契約の終了事由	7
12	入院期間中の取り扱い	8
13	残置物の引取り等	8
14	身体的拘束等の禁止	8
15	緊急時の対応	9
16	秘密の保持	9
17	個人情報の取り扱い	9
18	相談・苦情対応	9
19	事故発生時の対応・損害賠償	10
20	非常災害対策	10
21	身元引受人	10
22	施設の利用にあたっての留意事項	10
別紙1	利用料金表	12-21
別紙2-1	個人情報保護に関する基本方針	22
別紙2-2	愛全会における個人情報の利用目的	23
別紙3	看取りに関する指針	24
別紙4	入居時リスク説明書	25

この「重要事項説明書」は、介護福祉施設サービスの提供に係る契約締結に際し、
 ご注意いただきたいことを説明するものです。わからないこと、わかりにくいことなど
 があれば、遠慮なくご質問ください。

1. 運営法人

法 人 名	社会福祉法人 愛全会
法 人 所 在 地	札幌市南区川沿13条3丁目5番1号
電 話 番 号	011-571-6000
代 表 者 氏 名	理事長 森谷 明弘
設 立 年 月 日	1975年11月19日

2. 施設の概要

施 設 の 名 称	アビターレ ナーシングホーム (ユニット型指定介護老人福祉施設)		
施 設 の 所 在 地	札幌市豊平区平岸2条2丁目1番1号		
電 話 番 号	011-821-7000		
介護保険事業所番号	北海道 第0170503197号		
指 定 年 月 日	2023年4月1日更新 (開設日: 2005年4月1日)		
管 理 者	施設長 森谷 大栄		
入 所 定 員	80名 (短期入所生活介護を含む)		
ユニット	ユニット数	8ユニット	1ユニットの入所定員: 10名
	居 室 (個室)	80室	3階: 4ユニット40室 (3、5番館はトイレ付) 4階: 4ユニット40室 (3、5番館はトイレ付)
	共同生活室	8ヶ所	利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所
その他の 設備	浴 室	7ヶ所	一般浴室3、機械浴室3、特殊機械浴室1
	ト イ レ	62ヶ所	1、2番館はユニットごとに3ヶ所、3、5番館は居室 ごとおよびユニットごとに1ヶ所、浴室ごとに1ヶ所設 置
	洗 面 所	96ヶ所	居室ごとに1ヶ所、ユニットごとに1ヶ所、浴室ごと (特 殊機械浴室を除く) に1ヶ所、医務室、看護職員室ごとに 1ヶ所設置
	医 務 室	1ヶ所	
	看護職員室	1ヶ所	

3. 施設の運営方針

- (1) 施設は、施設サービス計画（以下「サービス計画」といいます。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、札幌市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4. 入所対象者

- (1) 要介護度3以上の方が当施設の入所対象者となります。
- (2) 入所時に要介護3以上の認定を受けている方であっても、入所後に要介護認定3以上でなくなった場合は、施設を退所していただくことになります。

5. 施設の職員体制（短期入所生活介護との兼務を含む） <令和7年4月1日現在>

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者（施設長）	1名	職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
医 師	1名	利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。
生活相談員	1名	利用者の入退所、生活相談及び援助の計画立案・実施に関する業務を行う。
介護職員	39名	サービス計画に基づき利用者の日常的な介護を行う。
看護職員	6名	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者に対し服薬管理などを行う。
管理栄養士	1.6名	献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等入所者の食事管理を行う。
機能訓練指導員	3名	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
介護支援専門員	1.5名	利用者のサービス計画の原案を作成するとともに、要介護認定更新の申請に係る援助を行う。
事務担当職員	5名	介護報酬に関する事務及び事業所に関する庶務を行う。

6. サービス計画の作成・変更

利用者に提供する具体的なサービスの内容やサービス提供方針等については、入所後に作成するサービス計画で定めます。サービス計画の作成及び変更は、次の手順で行います。

- (1) 事業者は、利用者の希望、利用者についてのアセスメントの結果等を踏まえて、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容等を記載したサービス計画を作成し、これに従って、計画的にサービスを提供します。
- (2) 事業者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにサービス計画変更等の対応を行います。
 - ① 利用者の心身状況等の変化により当該サービス計画を変更する必要がある場合
 - ② 利用者がサービス計画の変更を希望する場合
- (3) 事業者は、サービス計画の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得た上で、その写しを利用者に交付します。

7. サービス内容

(1) 食事

◇ 食事時間（目安）

朝食 7：30～ 8：30

昼食 11：30～12：30

夕食 17：30～18：30

- ◇ 管理栄養士が立てる献立により、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ◇ 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行います。
- ◇ 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。
- ◇ 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援します。

(2) 入浴

- ◇ 利用者が身体の清潔を維持し快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法により入浴の機会を提供します。
- ◇ 体調不良等やむを得ない場合には、入浴に代わり清拭を行います。

(3) 排せつ

- ◇ 排せつの自立を促すため、利用者の心身の状況や排せつ状況等をもとに、適切な方法により支援を行います。
- ◇ おむつを使用せざるを得ない場合は、排せつの自立を図りつつ、適切におむつの取り替えを行います。

(4) 日常生活上の支援

- ◇ 利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。

(5) 機能訓練

- ◇ 機能訓練指導員等が、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能を改善し又はその減退を防止するための訓練を行います。

(6) 健康管理

◇ 医師や看護職員が、利用者の健康管理を行います。

(7) 相談及び援助

◇ 利用者とその家族からの相談に応じます。

(8) その他自立への支援

◇ 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援します。

◇ 利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。

◇ 利用者の外出の機会を確保するよう努めます。

8. 利用料金（利用者負担額）と支払方法

(1) サービス利用に係る利用料金

サービス利用に係る利用料金は、「利用料金表」〈別紙1〉のとおりです。負担内容は、「介護報酬に係る利用者負担額」、「食費・居住費」、「その他の費用」の3種類に分かれます。

(2) 支払方法

利用料金は、次のいずれかの方法によりお支払いください。

① 預金口座からの自動引落し

利用者が指定する金融機関の口座から月1回引き落とします。

② 銀行振込み

翌月25日までに下記口座にお振込みください。手数料は利用者負担となります。

銀行名	
口座番号	
口座名	

(3) その他

① 介護報酬改定等により介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に応じて利用者負担額（1割、2割又は3割負担部分）も変更となります。

② 「食費・居住費」は、経済情勢の変化等により、変更となることがあります。

9. 入所中の医療の提供等

医療を必要とする場合は、利用者及びその家族の希望により下記の協力医療機関において、診療・入院の治療等を受けることができます。ただし、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、下記の医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

また、医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った場合についても、適切な対応がとれる体制を確保しています。

(1) 協力医療機関

医療機関名	KKR札幌医療センター
所在地	札幌市豊平区平岸1条6丁目3番40号
電話番号	011-822-1811
医療機関名	JCHO北海道病院
所在地	札幌市豊平区中の島1条8丁目3番18号
電話番号	011-831-5151
医療機関名	愛全病院
所在地	札幌市南区川沿13条2丁目1番38号
電話番号	011-571-5670

(2) 協力歯科医療機関

医療機関名	にひら歯科医院
所在地	札幌市白石区本通11丁目南7番5号
電話番号	011-846-3121

(3) 看取り介護加算について

看取り介護加算は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を利用者又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者又はその家族等とともに、医師、看護職員、生活相談員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者又はその家族等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援することを主眼として設けられた加算です。

【看取り介護加算の算定要件】

- ① 常勤の看護師を1名以上配置し、施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。
- ② 「看取りに関する指針（別紙3）」を定め、入所の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ③ 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
- ④ 看取りに関する職員研修を行っていること。
- ⑤ 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

10. 利用者の施設利用上の注意義務等

- (1) 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- (2) 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- (3) 利用者は、事業者の施設、設備について、故意又は過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の対価を支払うものとします。
- (4) 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。
- (5) 居室内の保管物等については、自己管理とし、紛失等があった場合は、事業者及びサービス従事者は一切の責任を負いません。また、利用者が外泊・入院される場合等において、紛失・盗難の恐れのある金銭・貴重品等については、利用者及びその家族等と事業者との協議により、保管方法等を決定するものとします。なお、申し出のない物に関しては、事業者及びサービス従事者は一切の責任を負いません。

11. 契約の終了事由

以下のような事項に該当するに至った場合には、事業者との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により、利用者の心身の状況が自立、要支援又は要介護1・2と判定された場合
- (3) 利用者が3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院した場合
- (4) 利用者が介護老人保健施設又は介護医療院に入所した場合
- (5) 施設の運営法人が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- (6) 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
- (7) 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (8) 利用者及びその家族から契約解除の申し出があった場合
- (9) 以下の理由により事業者から利用者に対して契約解除の申し出を行った場合
 - ① 利用者がこの契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、期限までに支払われない場合
 - ② 利用者及び身元引受人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ③ 利用者が故意又は過失により事業者若しくは事業者の職員若しくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ④ 利用者又はその家族等が、事業者の職員又は他の利用者等に対して、大声、暴言、

暴行、インターネット掲示板への不適切な書き込み、長時間にわたる説明要求及びセクハラ等の不信行為又は秩序破壊行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

1 2. 入院期間中の取り扱い

- (1) 利用者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び当施設に入所することができます。
- (2) 前項の場合、利用者は、入院の翌日から起算して6日間（入院期間が連続して複数月にまたがる場合は最大12日間）については、「利用料金表」（別紙1）に定める外泊時費用（外泊日の基本料金）並びに居住費（利用者負担段階別の居住費）及び特室料（特室料がかかる居室）を支払うものとします。
- (3) 利用者は、前項に定める期間以降も「利用料金表」（別紙1）に定める居住費（利用者負担段階にかかわらず第4段階の居住費）及び特室料を継続して支払うことにより、退院後も再び入院前の居室に入所することができます。
- (4) 利用者が病院又は診療所に入院している期間中、当該居室に対し、短期入所生活介護の利用申し込みがあり、当該居室を短期入所生活介護に活用した期間については、利用者は、外泊時費用並びに居住費及び特室料を支払う必要はありません。

1 3. 残置物の引取等

- (1) 事業者は、入所契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、利用者又は身元引受人にその旨連絡するものとします。
- (2) 利用者又は身元引受人は、前項の連絡を受けた後1週間以内に、残置物を引き取るものとします。
- (3) 事業者は、利用者又は身元引受人が前項に定める期間を過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を任意に処分することができるものとします。ただし、この場合に要した費用は、利用者又は身元引受人等が全額負担するものとします。

1 4. 身体的拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービス提供に際して、原則として身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。
- (2) 前項ただし書きに基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由をサービス提供記録書等の書面に記録します。
- (3) 事業者が身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、利用者同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。またこの場合、事業者は、事前又は事後速やかに、利用者の家族等に対し、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

15. 緊急時の対応

当施設においてサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、利用者の家族に連絡を行うとともに、速やかに管理医師及びあらかじめ定めている協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

16. 秘密の保持

- (1) 事業者の職員は、正当な理由なく、その業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。
- (2) 事業者は、職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、必要な措置を講じます。

17. 個人情報の取り扱い

事業者は、「個人情報の保護に関する法律」及び関連規程を遵守するとともに、愛全会が定める「個人情報保護に関する基本方針」（別紙2-1）及び「愛全会における個人情報の利用目的」（別紙2-2）に従い、利用者及びその家族の個人情報について適切な取り扱いに努めます。

18. 相談・苦情対応

提供された介護サービスに関して相談や苦情がある場合は、下記相談窓口又は外部の苦情受付機関にご連絡ください。

(1) 相談・苦情対応窓口

受付時間	平日 8:30～17:30 (土・日・祝日・12月30日～1月3日は除く)
連絡先	アビターレ ナーシングホーム ☎ 011-821-7000
相談・苦情窓口担当者	生活相談員
第三者委員	

(2) 外部の苦情受付機関

行政機関その他苦情受付機関	連絡先
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部 介護保険課	☎ 011-211-2972 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階
※ 区役所保健福祉課の相談窓口でも苦情相談を受け付けています。	
北海道国民健康保険団体連合会	☎ 011-231-5175 (苦情相談専用) 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館1階

(3) 苦情等の対応・解決の手順

当事業所のサービスに対する意見・相談又は苦情については、当事者間の話し合いによる解決が基本となります。この段階で納得が得られない場合には、公的機関に設置されている相談窓口にお申し出いただくことができます。

当事業所内においては、以下の手順に沿って対応します。

- ① 意見・相談・苦情の受付とその内容の記録
- ② 担当者及び関係者による事実の確認、問題点・対応策の検討
- ③ 対応策の実施（サービス計画の変更、サービス提供の改善・連絡調整等）
- ④ 対応策実施後の結果の確認・反省
- ⑤ 相談者に対する改善結果等のお知らせ
- ⑥ 苦情対応・解決の結果に関する記録、管理者への報告
- ⑦ 必要に応じて、サービス提供体制の改善も検討

19. 事故発生時の対応・損害賠償

- (1) サービスの提供により重大な事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族並びに居宅介護支援事業者等に連絡をする等、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。
- (2) サービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由によって、利用者が被害を被った場合には、事業者はその責任の範囲において利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者又はその家族に重大な過失が認められる場合には、その程度に応じて損害賠償責任を減ずることができるものとします。
- (3) 利用者の責めに帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者は事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

20. 非常災害対策

- (1) 事業者は、火災及び風水害、地震等の非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えた訓練（夜間の火災を想定した訓練を含む）を年2回以上実施します。
- (2) 事業者は、消防設備として自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備、消防への緊急通報装置、消火器、誘導灯などを設置します。

21. 身元引受人

身元引受人は、次の各号について責任を負うものとします。

- ① 利用者の事業者に対する一切の債務につき連帯保証すること
⇒ 身元引受人の保証限度額（極度額）210万円
- ② 利用者が傷病等により他の医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること
- ③ 届出ている住所等に変更があったときは、事業者にその旨通知すること。
- ④ 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること

22. 施設の利用にあたっての留意事項

- (1) 面会時間は、午前10時～午後4時です。
- (2) 外出・外泊を希望される場合は、所定用紙で届け出てください。

- (3) 所持品・備品等の持ち込みについては、必要最小限とします。
- (4) 多額の金銭・貴重品の持込み・保管はご遠慮願います。施設事務所では、貴重品のお預かりはいたしません。
- (5) 施設内及び敷地内はすべて禁煙です。
- (6) 施設内へのカーテン、じゅうたん、のれんの持ち込みは防炎加工されたものに限ります。
- (7) 施設内における販売・布教活動・政治活動はご遠慮願います。
- (8) 施設内へのペットの持ち込みはできません。

アビターレ ナーシングホーム入所サービスの利用開始にあたり、上記重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者(職名) _____ (氏名) _____ (印)

利 用 料 金 表

サービス利用に係る利用料金の負担内容は、「介護報酬に係る利用者負担額」、「食費・居住費」、「その他の費用」の3種類に分かれます。

I 介護報酬に係る利用者負担額

- 介護報酬とは、事業者が利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者に対して支払われる料金のことです。
- 介護報酬は、基本料金と加算料金により構成されています。
- この料金表では、加算料金について、
 - 加算料金A：基本料金に上乗せされる加算料金
 - 加算料金B：介護職員等の処遇改善にあてることを目的とする加算料金に区分して表示します。
- 利用者負担額は、介護報酬の1割、2割(一定以上所得者)又は3割(現役並み所得者)となります。

(注) 事業者からの介護給付費(保険給付分)の請求は月単位で行うため、下記1・2に記載の各項目の利用者負担額は端

数調整の関係で実際とは誤差が生じる場合があります。

1. 基本料金

(1) ユニット型介護老人福祉施設サービス費 (I)

	サービス利用料金 (1日あたり)	利用者負担額 (1日あたり)		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,793円	680円	1,359円	2,038円
要介護2	7,503円	751円	1,501円	2,251円
要介護3	8,264円	827円	1,653円	2,480円
要介護4	8,984円	899円	1,797円	2,696円
要介護5	9,683円	969円	1,937円	2,905円

(2) 外泊時等の料金 (1日あたり)

料金の種類	利用者負担額			算定単位	算定要件
	1割負担	2割負担	3割負担		
外泊時費用	250円	499円	749円	1日あたり	利用者が短期入院又は外泊をした場合に、施設利用料金に代えて算定(月に6日限度、外泊の初日及び最終日は除く)

外泊時在宅サービス利用費用	568 円	1,136 円	1,704 円	1 日あたり	利用者が外泊を行い、介護老人福祉施設が提供する在宅サービスを利用した場合に算定(月に6日限度、外泊の初日及び最終日は除く)
---------------	-------	---------	---------	--------	---

2. 加算料金

(1) 加算料金 A (基本料金に上乗せされる加算料金)

加算の種類	利用者負担額			算定単位	算定要件
	1割負担	2割負担	3割負担		
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	47 円	94 円	140 円	1 日あたり	以下のいずれかに該当する場合 (1)新規入所者の総数のうち、要介護4・5の占める割合が70%以上 (2)新規入所者の総数のうち、認知症の割合が65%以上 (3)痰吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上
看護体制加算(Ⅰ)ロ	4 円	8 円	12 円	1 日あたり	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)ロ	9 円	17 円	25 円	1 日あたり	以下のいずれにも適合している場合 (1)国が定める基準を1人以上上回る看護職員を配置 (2)24時間を通して当該職員との連絡体制を確保
夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	19 円	37 円	55 円	1 日あたり	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合
夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	22 円	43 円	64 円	1 日あたり	加算(Ⅱ)ロの要件に加えて、夜勤時間帯を通じて看護職員を配置している場合
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	102 円	203 円	305 円	1 月あたり	当該事業所の機能訓練指導員等が、外部の事業所の理学療法士等の助言に基づいて利用者の個別機能訓練計画を作成し、その計画に基づいて機能訓練を提供している場合(3月に1回限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	203 円 102 円	406 円 203 円	609 円 305 円	1 月あたり	外部の事業所の理学療法士等が当該事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して利用者の個別機能訓練計画作成し、その計画に基づいて機能訓練を提供している場合 (下段は、個別機能訓練加算を算定している場合)
個別機能訓練加算(Ⅰ)	13 円	25 円	37 円	1 日あたり	機能訓練指導員を1名以上配置し、個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合
個別機能訓練加算(Ⅱ)	21 円	41 円	61 円	1 月あたり	次のいずれにも適合する場合 (1)加算(Ⅰ)を算定している (2)個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚労省に提出するとともに、訓練の適切かつ有効な実施のために当該情報等を活用している

個別機能訓練加算 (Ⅲ)	21 円	41 円	61 円	1 月あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1)加算(Ⅱ)を算定している (2)口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定している (3)理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他訓練の実施に必要な情報、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報を相互に共有し、必要に応じて計画の見直しを行っている
A D L維持等加算 (Ⅰ)	31 円	61 円	92 円	1 月あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1)利用者全員について、利用開始月と6月目のADL値を測定し、厚労省に提出している (2)利用者のADL利得(維持・改善の度合い)の平均値が1以上
A D L維持等加算 (Ⅱ)	61 円	122 円	183 円	1 月あたり	加算(Ⅰ)の(1)の要件に加えて、利用者のADL利得(維持・改善の度合い)の平均値が2以上の場合
若年性認知症入所者受入加算	122 円	244 円	365 円	1 日あたり	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っている場合
初期加算	31 円	61 円	92 円	1 日あたり	入所日から30日間に対する加算
退所時栄養情報連携加算	71 円	142 円	213 円	1 回あたり	特別食を必要とする又は低栄養状態にある利用者が退所する際に、退所先に応じ、病院や施設等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合
再入所時栄養連携加算	203 円	406 円	609 円	1 回あたり	入院先から再入所した利用者が特別食等を必要とする者であることから、入院先の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を作成した場合(1人につき1回限度)
退所前訪問相談援助加算	467 円	933 円	1,400 円	1 回あたり	退所に先立って、退所後生活する居宅を訪問し退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合(入所中1回限度)
退所後訪問相談援助加算	467 円	933 円	1,400 円	1 回あたり	退所後30日以内に利用者の居宅を訪問して相談援助を行った場合(1回限度)
退所時相談援助加算	406 円	812 円	1,217 円	1 回あたり	利用者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合(1回限度)
退所前連携加算	507 円	1,014 円	1,521 円	1 回あたり	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合(1回限度)
退所時情報提供加算	254 円	507 円	761 円	1 回あたり	医療機関へ退所する利用者について、利用者の同意を得て、心身の状況等の情報を提供して紹介した場合(1回を限度)

協力医療機関連携加算					協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合
(1)の場合	51円	102円	153円	1月あたり	(1)協力医療機関が利用者の病状急変時等において、相談対応及び診療の体制を常時確保しているとともに、入院を原則として受け入れる体制を確保している場合
(2)の場合	5円	10円	15円	1月あたり	(2)(1)以外の場合
栄養マネジメント強化加算	12円	23円	34円	1日あたり	低栄養状態にある利用者又は低栄養状態のおそれのある利用者に対して、栄養ケア計画に従い、当該利用者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施した場合
経口移行加算	29円	57円	85円	1日あたり	経管により食事摂取している利用者に対して、経口摂取を進めるための栄養管理・支援を実施している場合(180日以内)
経口維持加算(Ⅰ)	406円	812円	1,217円	1月あたり	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者に対し、経口維持支援及び栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	102円	203円	305円	1月あたり	加算(Ⅰ)に加え、経口維持支援に医師・歯科医師等が参画した場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	92円	183円	274円	1月あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1)口腔衛生等に係る計画に基づき、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行う (2)歯科衛生士が、介護職員に対して、口腔衛生等の管理に係る技術的助言・指導を行う
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	112円	223円	335円	1月あたり	加算(Ⅰ)の要件に加え、利用者ごとの口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚労省に提出するとともに、口腔衛生管理等の実施にあたって当該情報等を活用している場合
療養食加算	6円	12円	18円	1回あたり	療養食を提供した場合(1日3回限度)
特別通院送迎加算	603円	1205円	1807円	1月あたり	透析を要する利用者であって、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上通院のための送迎を行った場合
配置医師緊急時対応加算					
①通常の勤務時間外(②③を除く)	330円	659円	989円	1回あたり	配置医師が施設に訪問し診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合
②早朝・夜間	660円	1,139円	1,978円		
③深夜	1,319円	2,637円	3,955円		
看取り介護加算(Ⅰ)					
死亡日以前31~45日	73円	146円	219円	1日あたり	医師により、回復の見込がないと診断された利用者に対し、看取り介護を行った場合
死亡日以前4~30日	146円	292円	438円		

死亡日の前日・前々日	690 円	1,379 円	2,069 円		
死亡日	1,298 円	2,596 円	3,894 円		
看取り介護加算(Ⅱ)				1 日あたり	加算(Ⅰ)の要件に加えて、配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当する場合
死亡日以前 31~45 日	73 円	146 円	219 円		
死亡日以前 4~30 日	146 円	292 円	438 円		
死亡日の前日・前々日	791 円	1,582 円	2,373 円		
死亡日	1,603 円	3,205 円	4,807 円		
在宅復帰支援機能加算	11 円	21 円	31 円	1 日あたり	利用者が在宅へ退所するにあたり、居宅介護支援事業所等へ必要な情報を提供し、利用者及び家族との連絡調整や相談援助を行った場合
在宅・入所相互利用加算	41 円	81 円	122 円	1 日あたり	在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間(3 月を限度)を定めて、居室を計画的に利用した場合(3 月を限度)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 円	6 円	9 円	1 日あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1)認知症の利用者が全体の 50%以上 (2)認知症介護に係る専門的研修の修了者を 1 名以上配置している
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 円	8 円	12 円	1 日あたり	加算(Ⅰ)の要件に加えて、認知症介護の指導に係る専門的研修修了者を 1 名以上配置している場合
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	153 円	305 円	457 円	1 月あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1)利用者の総数のうち、注意を必要とする認知症の者(以下「対象者」)の占める割合が 2 分の 1 以上である (2)認知症介護の指導に係る専門的な研修等の修了者を 1 名以上配置し、複数の介護職員から成るチームを組んでいる (3)対象者に対し、行動・心理症状の評価等を行い、チームケアを実施している (4)認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成等を行っている
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	122 円	244 円	365 円	1 月あたり	次のいずれにも適合する場合 (1)加算(Ⅰ)の(1),(3),(4)に適合する (2)認知症介護に係る専門的な研修の修了者を 1 名以上配置し、かつ複数人の介護職員から成るチームを組んでいる
認知症行動・心理症状緊急対応加算	203 円	406 円	609 円	1 日あたり	認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に介護老人福祉施設への入所が必要であると医師が判断し、入所した場合(入所後 7 日に限り)
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 円	6 円	9 円	1 月あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1)利用者ごとの情報を厚労省に提出するとともに、褥瘡管理の実施にあたって当該情報等を活用している (2)利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施している

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14円	27円	40円	1月あたり	加算(Ⅰ)の要件に加えて、入所時に褥瘡の認められた利用者の褥瘡が治癒した場合、又は褥瘡発生リスクがあるとされた利用者に褥瘡の発生がない場合
排せつ支援加算(Ⅰ)	11円	21円	31円	1月あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1)利用者ごとの情報を厚労省に提出するとともに、排せつ支援の実施にあたって当該情報等を活用している (2)排せつ支援の軽減が見込まれる利用者について、支援計画の作成・見直しを行い、当該計画に基づき支援を継続実施している
排せつ支援加算(Ⅱ)	16円	31円	46円	1月あたり	加算(Ⅰ)の要件に加えて、以下のいずれかに適合する場合 (1)排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない (2)おむつ使用ありからなしに改善した (3)尿道カテーテルが抜去された
排せつ支援加算(Ⅲ)	21円	41円	61円	1月あたり	加算(Ⅰ)の要件に加えて、以下のいずれにも適合する場合 (1)排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又は尿道カテーテルが抜去された (2)おむつ使用ありからなしに改善した
自立支援促進加算	284円	568円	852円	1月あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1)医師の医学的評価に基づいて作成・見直しされた自立支援計画に従ったケアを実践している (2)利用者ごとの情報を厚労省に提出するとともに、自立支援促進の実施にあたって、当該情報等を活用している
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	41円	81円	122円	1月あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1)利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出している (2)サービスの提供にあたって、(1)に規定する情報等を活用している
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	51円	102円	153円	1月あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1)利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の状況等の情報を、厚労省に提出している (2)サービスの提供にあたって、(1)に規定する情報等を活用している
安全対策体制加算	21円	41円	61円	1回あたり	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(利用者1人につき1回限り)

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	11 円	21 円	31 円	1 月あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している (2) 協力医療機関等との間で、感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決め、適切に対応している (3) 感染対策向上加算等を届出ている医療機関等が行う院内感染対策の研修等に1年に1回以上参加している
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 円	10 円	15 円	1 月あたり	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている
新興感染症等施設療養費	244 円	487 円	730 円	1 日あたり	厚労大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ適切な感染対策を行った上で、施設サービスを行った場合（1月に1回連続する5日を限度）
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	102 円	203 円	305 円	1 月あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1) 利用者の安全確保等に資する方策を検討する委員会で次の必要な検討及び確認を行っている （一）介護機器の活用における安全及びケアの質の確保、定期的な点検 （二）職員の負担軽減、勤務状況への配慮 （三）業務の効率化等の職員研修 (2) (1)の取組等に関する実績がある (3) 介護機器を複数種類活用している (4) 委員会において、業務の効率化等について必要な検討等を行っている (5) 事業年度ごとに(1)(3)(4)の取組による実績を厚労省に報告する
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11 円	21 円	31 円	1 月あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1) 加算（Ⅰ）の(1)に適合している (2) 介護機器を活用している (3) 事業年度ごとに(2)及び加算（Ⅰ）の(1)の取組実績を厚労省に報告する
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23 円	45 円	67 円	1 日あたり	以下のいずれかに適合する場合 (1) 事業所の介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上 (2) 事業所の介護職員総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	19 円	37 円	55 円	1 日あたり	事業所の介護職員総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円	12 円	18 円	1 日あたり	以下のいずれかに適合する場合 (1) 事業所の介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上 (2) 事業所の看護・介護職員総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上 (3) サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の占める割合が30%以上

(2) 加算料金B (介護職員等の処遇改善にあてることを目的とする加算)

加算の種類	利用者負担額 (1月あたり)
介護職員等処遇改善加算 (I)	基本料金及び加算料金Aの1月合計金額の 14.0%が上乗せされます

II 食費・居住費

1. 1日あたりの食費・居住費

利用者 負担段階	食 費	居 住 費
第 1 段 階	300円	880円
第 2 段 階	390円	880円
第 3 段 階①	650円	1,370円
第 3 段 階②	1,360円	
第 4 段 階 (介護保険料負担段階が第6段階以下)	1,940円	2,185円
第 4 段 階 (介護保険料負担段階が第7段階以上)		4,060円

2. 食費・居住(滞在)費の軽減制度について

- ◇ 介護保険施設に入所(短期入所を含む)した場合の食費・居住(滞在)費については、原則として全額自己負担となりますが、所得の低い方(利用者負担段階が第1段階～第3段階に該当する方)については負担の上限額(負担限度額)が定められ、食費・居住(滞在)費が軽減されます。
- ◇ お住いの市町村の介護保険担当窓口にて申請手続きを行い、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けて、入所手続きの際に介護保険施設に提示してください。

<利用者負担段階の要件>

利用者負担段階	所得の状況		預貯金等の資産の状況
第1段階	生活保護を受給している方		単身世帯：1,000万円以下 夫婦世帯：2,000万円以下
	市民税非課税世帯全員及び配偶者(※1)が	老齢福祉年金を受給している方	
年金収入額(※2)と合計所得金額の合計が80万円以下の方		単身世帯：650万円以下 夫婦世帯：1,650万円以下	
年金収入額(※2)と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方		単身世帯：550万円以下 夫婦世帯：1,550万円以下	
年金収入額(※2)と合計所得金額の合計が120万円超の方		単身世帯：500万円以下 夫婦世帯：1,500万円以下	
第2段階			
第3段階①			
第3段階②			
第4段階	上記以外の方		

※1 住民票が別世帯となっている場合及び婚姻届を出していない事実婚の場合も含む。

※2 非課税年金を含む。

Ⅲ その他の料金（全額自己負担）

区 分	金 額 (単 位)	内 容 の 説 明	希 望
① 特室料	1, 2 5 8 円(税込)／1 日	3 番館の料金	
	1, 6 7 7 円(税込)／1 日	5 番館の料金	
② 特別な食事	実費／1 食		
③ 入浴品費	5 0 0 円(税込)／1 回	下欄に内訳を記載	
④ 電気料金	電化製品 1 台当り 2 2 円(税込)／1 日		
⑤ 文書料(手数料)	実費／1 通		
⑥ インフルエンザ [*] 予防接種	実費／1 回		
⑦ 特別な活動費	実費／1 回	材料費が発生する趣味活動等	
⑧ 預り金の出納管理に係る費用	2, 5 0 0 円(税込)／1 月		

■ 入浴品費（ご希望の際は「○」印にて記入）

	入浴品費	総額	希望	金額明細	希望
①	フェイスタオル	5 0 0 円／回		7 5 円／回	
②	バスタオル			1 1 5 円／回	
③	シャンプー			6 5 円／回	
④	リンス			6 5 円／回	
⑤	ボディーソープ			1 1 5 円／回	
⑥	スキンミルク			6 5 円／回	

※このお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

個人情報保護に関する基本方針

1. 個人情報の適切な取り扱い

私たちは、個人情報の取り扱いに際しては、プライバシーの保護について十分に認め、あらかじめ利用目的を限定のうえ、原則としてご本人の同意のもとで適切に行います。

(法令に定める場合や、個人を特定できない状態に加工して利用する場合を除きます)

2. 個人情報の適正な管理

私たちは、個人情報の適正な管理のための組織と責任者を定め、また、役職員に対する教育研修や委託先に対する監督による安全管理対策を実施します。

同時に、紛失や破壊、改ざん、および漏えいを予防するための物理的な安全管理対策、並びに情報システム類に対する技術的な安全管理対策を実施します。

3. 問い合わせ窓口の設置

私たちは、個人情報を取り扱う各事業所に、利用者の個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口を設置し、適切かつ迅速な対応に努めます。

4. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

私たちは、個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

平成 17 年 4 月 1 日

医療法人 愛 全 会
社会福祉法人 愛 全 会

愛全会における個人情報の利用目的

愛全会では、個人情報保護法ならびに個人情報保護に係る愛全会の基本方針に則り、個人情報の保護を適切に実施するとともに、利用者及びその家族の人情報を下記の目的で利用し、その取り扱いには細心の注意を払ってまいります。

● 医療・介護サービスの提供

★ 愛全会での医療・介護サービスの提供

他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携・
…＜医療サービスの場合＞

★ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答・・・＜介護サービスの場合＞

★ 他の医療機関等からの照会への回答

★ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

★ 検体検査業務の委託その他の業務委託

★ 家族への病状や心身の状況の説明

★ その他、利用者への医療・介護サービスの提供に関する利用

● 医療・介護サービスの提供にかかわる費用の請求のための事務

★ 愛全会での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託

★ 審査支払機関へのレセプトの提出

★ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

★ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答

★ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

● 管理運営業務

★ 会計・経理

★ 医療・介護事故等の報告

★ 当該利用者の医療・介護サービスの向上

★ 入退院（入退所）等の管理

★ その他、愛全会の管理運営業務に関する利用

● 事業者等から委託を受けて行なう健康診断等における、事業者等へのその結果の通知

● 損害賠償責任保険などに係る、医療・介護に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

● 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

● 愛全会の内部において行われる医療・介護実習への協力

● 医療・介護の質の向上を目的とした愛全会の内部での症例研究

● 外部監査機関への情報提供

【付 記】

1. 上記のうち、他の医療・介護機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を、問い合わせ窓口までお申し出ください。
2. 申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

「看取りに関する指針」

アビターレ ナーシングホーム

1. 重度化した場合における医師・看護師との連携体制

利用者が、可能な限り継続して施設で生活していただくためには、日頃の健康管理にきめ細やかな配慮をしていくことが必要不可欠です。

そのため、次のとおり、医師及び看護職員と連携を図り、利用者に医療ニーズが必要になった場合に、適切な対応がとれる体制を確保いたします。

(1) 医師との連携体制

施設の健康管理医師、又は協力病院（愛全病院）の医師との連携をはかり、医師による利用者の健康診断を定期的に行い、また利用者が病気と判断される場合には、必要な治療又は医療サポートを行います。

(2) 看護職員との連携体制

看護職員による医療・看護面からのサポート体制の充実強化を図るとともに、具体的に以下の業務を行います。

- ① 利用者に対する日常的な健康管理
- ② 通常時及び特に利用者の状態悪化時における健康管理医師、又は協力病院（愛全病院）の医師との連絡・調整
- ③ 夜間不在時は緊急連絡により駆けつけるオンコール体制
- ④ その他

2. 看取りに関する考え方

(1) 看取り介護についての考え方

- ① 施設における看取り介護とは、「住み慣れた環境で、自分の持っている力を発揮しながら、その人らしく暮らし続けることを支える」という施設の役割の延長線上にあるものと捉え、その利用者の尊厳を充分配慮しつつ、身体的・精神的苦痛をできるだけ緩和し、最後までその人らしく暮らし続けることができるよう援助することと考えます。
- ② 施設における看取り介護は、施設が共同生活の場であることと、医療機関と同様の医療・看護対応は困難であることなどについて、利用者並びにその家族に理解と同意を得ることが必要と考えます。

(2) 看取りに関する対応について

- ① 利用者が、医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った場合の対応につきましては、健康管理医師、又は協力病院（愛全病院）の医師をはじめとする多職種チームと、利用者・家族がカンファレンスを行い、利用者並びにその家族の意向を最大限に尊重して決定いたします。
- ② 利用者が疾病等で重度化し、施設内において、日常的な介護が著しく困難に陥ったと判断した場合又は緊急に医療的な対応が必要になった場合には、利用者並びにその家族の希望を確認したうえで、適切な医療機関等に移れるよう必要な援助を行うよう努めます。

入居時リスク説明書

社会福祉法人 愛全会 アビターレナーシングホームでは、ご利用者様が快適な入居生活を送られますように、安全な環境づくりに努めておりますが、ご利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

- ★ 特別養護老人ホームは、家庭的な雰囲気有し、居宅に近い居住環境の下で、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援を行うところです。
- ★ 特別養護老人ホームは、原則的に拘束を行わないことから転倒・転落による事故の可能性があります。
- ★ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷・頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ★ 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ★ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で皮膚剥離が出来やすい状態にあります。
- ★ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ★ 加齢や認知症の症状より、水分や食物を飲み込む力が低下しますので、誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ★ 年齢に関係なく、心臓や脳の疾患により、稀に急死される場合があります。
- ★ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設スタッフの判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- ★ ご利用者様の健康管理上、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症の施設内感染防止のために、面会、外出、外泊等を禁止させていただく場合があります。